

第368回矢板市議会定例会

# 議 案 書

令和3年6月

矢 板 市



### 第 3 6 8 回 矢板市 議会 定例会 提出 議案

議案第 1 号	令和 3 年度 矢板市 一般会計 補正 予算 (第 3 号) ……………	P 1
議案第 2 号	矢板市 自家用 有償 バス 設置 条例 の 一部 改正 について ……………	P 2
議案第 3 号	矢板市 市税 条例 の 一部 改正 について ……………	P 6
議案第 4 号	矢板市 家庭的 保育 事業 等 の 設備 及び 運営 に関する 基準 を 定め ……	P42
	る 条例 の 一部 改正 について	

議案第 1 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）

（以上別冊）

議案第 2 号

矢板市自家用有償バス設置条例の一部改正について

矢板市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 4 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例

矢板市自家用有償バス設置条例（平成10年矢板市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(運行路線)</u></p> <p><u>第3条 有償バスの運行路線は、規則で定める。</u></p>	<p><u>(運行路線)</u></p> <p><u>第3条 有償バスの運行路線は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 矢板駅から矢板市役所、上太田、平野、矢板市立郷土資料館、矢板市役所を經由して矢板駅までの間</u></p> <p><u>(2) 矢板駅から矢板市役所、下太田、長井、泉、平野、矢板市立郷土資料館、矢板市役所を經由して矢板駅までの間</u></p> <p><u>(3) 矢板駅から鹿島町、城の湯温泉センター、道の駅やいたを經由して矢板駅までの間</u></p> <p><u>(4) 矢板駅から城の湯温泉センター、</u></p>

川崎反町、境林を經由して片岡駅までの間

(5) 矢板駅から道の駅やいた、城の湯温泉センター、高塩、コリーナ矢板、玉田を經由して片岡駅までの間

(6) 片岡駅から玉田、コリーナ矢板を經由して片岡駅までの間

(7) 片岡駅からつつじヶ丘ニュータウン、片岡中学校、梶ヶ沢、安沢、中市営住宅、矢板東高校を經由して矢板駅までの間

(8) 矢板駅から荒井、針生、土屋、山田、沢、豊田、成田、中、扇町二丁目を經由して矢板駅までの間

(9) 矢板駅から矢板市役所、幸ヶ丘団地、塩田、片俣、西小学校、城の湯温泉センター、塩谷病院を經由して矢板駅までの間

(10) 矢板駅から末広町、東町、木幡、城の湯温泉センター、道の駅やいたを經由して矢板駅までの間

(使用料)

(使用料)

第4条 有償バスの利用者は、乗車1回ごとに100円の使用料を納入しなければならない。ただし、市長が規則で定めるところにより、使用料を減免し、又は割引することができる。

第4条 有償バスの利用者は、乗車1回ごとに400円又は1日乗車ごとに700円の使用料を納入しなければならない。ただし、市長が規則で定めるところにより、使用料を減免又は割引することができる。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第 3 号

矢板市市税条例の一部改正について

矢板市市税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 4 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市市税条例（昭和30年矢板市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（<u>課税漏れ</u>等に係る市税の<u>取扱い</u>）</p> <p>第7条 <u>課税漏れ</u>に係る市税又は<u>偽り</u>その他不正の行為により<u>免れた</u>市税があることを発見した場合においては、課税すべき年度（法人税割にあつては、<u>その課税標準の算定期間の末日現在</u>）の税率によつてその金額を直ちに徴収する。</p>	<p style="text-align: center;">（<u>課税洩</u>等に係る市税の<u>取扱</u>）</p> <p>第7条 <u>課税洩</u>に係る市税又は<u>詐偽</u>その他不正の行為により<u>免かれた</u>市税があることを発見した場合においては、課税すべき年度（法人税割にあつては、<u>その課税標準の算定期間の末日現在</u>）の税率によつてその金額を直ちに徴収する。</p>
<p style="text-align: center;">（災害等による期限の延長）</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは</p>	<p style="text-align: center;">（災害等による期限の延長）</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは</p>

納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2～5 略

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（個人の市民税の非課税の範囲）

第24条 略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の

納入（以下本条中\_\_\_\_\_「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2～5 略

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（個人の市民税の非課税の範囲）

第24条 略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の

合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（寄附金税額控除）

第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場

合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族\_\_\_\_\_の数\_\_\_\_\_の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（寄附金税額控除）

第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場

合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が規則で定めるもの

ア 略

イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連す

合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が規則で定めるもの

ア 略

イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（\_\_\_\_\_当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（\_\_\_\_\_当該法人の主たる目的である業務に関連す

るものに限る。)

エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に

るものに限る。)

エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。  
\_\_\_\_\_ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（  
\_\_\_\_\_ 当該法人の主たる目的である業務に

関連するものに限る。)

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人のうち、市内に学校施設を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するもの

関連するものに限る。)

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人のうち、市内に学校施設を有する法人に対する寄附金（\_\_\_\_\_）  
\_\_\_\_\_当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。）  
\_\_\_\_\_当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（\_\_\_\_\_）  
\_\_\_\_\_当該法人の主たる目的である業務に関連するもの

に限る。)

ケ 略

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

(2) 略

2 略

第36条の3 第23条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第2項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

に限る。)

ケ 略

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの\_\_\_\_\_及び次号に掲げる寄附金を除く。)

(2) 略

2 略

第36条の3 第23条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第2項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2・3 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条

の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を

2・3 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条

の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を

經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

(個人の市民税の納期)

第40条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第1期～第4期 略

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(個人の市民税の納期前の納付)

第42条 個人の市民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

(個人の市民税の納期)

第40条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税の納期は、次の通りとする。

第1期～第4期 略

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(個人の市民税の納期前の納付)

第42条 個人の市民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～5 略

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～5 略

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321

条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定す

条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定す

る市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 略

8～17 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の  
の手續)

第50条 略

2 略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は

る市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 略

8～17 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の  
の手續)

第50条 略

2 略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は

第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」とい

第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」とい

う。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他の不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 略

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第53条の12 その年において退職手当等の支払を受けた者が第53条の8

う。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 略

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第53条の12 その年において退職手当等の支払を受けた者が第53条の8

第2項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第53条の7の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を超えるときは、第53条の5の規定にかかわらず、その超える金額に相当する税額を直ちに普通徴収の方法によつて徴収する。この場合において、第40条から第43条までの規定は適用しない。

2 前項の場合には、同項の規定によつて徴収すべき税額に第53条の7又は第53条の7の2において準用する第46条の2の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について

第2項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第53条の7の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第53条の5の規定にかかわらず、そのこえる金額に相当する税額を直ちに普通徴収の方法によつて徴収する。この場合には 第40条から第43条までの規定は適用しない。

2 前項の場合には、同項の規定によつて徴収すべき税額に第53条の7又は第53条の7の2において準用する第46条の2の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下本項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について

は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 固定資産税は、固定資産(土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。)に対し、その所有者(質権又は100年より長い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税につい

は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 固定資産税は、固定資産(土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。)に対し、その所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税につい

て同じ\_\_\_\_\_。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、\_所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3～8 略

(固定資産税の課税標準)

第61条 略

2 略

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(第2年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため同項ただし書の規定によつて当該土地又は

て同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、\_所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3～8 略

(固定資産税の課税標準)

第61条 略

2 略

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(第2年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため同項ただし書の規定によつて当該土地又は

家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下この項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4～10 略

家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4～10 略

(固定資産税の納税管理人)

第64条 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから、納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

(固定資産税の納税管理人)

第64条 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから、納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 略

(固定資産税の徴収の方法)

第68条 略

2 法第364条第5項の固定資産について、同条第2項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第389条第1項の規定による通知が行われなかつた場合においては、当該固定資産に係る同法第364条第5項の仮算定税額の2分の1に相当する額、市長が必要と認める場合において仮算定税額（以下この項において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定めた額とする。）をそれぞれの納期において当該固定資産に係る固定資産税として徴収する。

3 前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において法第389条第1項の規定による通知が行われ当該通知に

2 略

(固定資産税の徴収の方法)

第68条 略

2 法第364条第5項の固定資産について、同条第2項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第389条第1項の規定による通知が行われなかつた場合においては、当該固定資産に係る同法第364条第5項の仮算定税額の2分の1に相当する額、市長が必要と認める場合において仮算定税額（以下本項において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定めた額とする。）をそれぞれの納期において当該固定資産に係る固定資産税として徴収する。

3 前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において法第389条第1項の規定による通知が行われ当該通知に

基づいて算定した当該年度分の固定資産税（以下この項において「本算定税額」という。）に既に賦課した固定資産税が満たない場合においては、当該通知が行われた日以後の納期において不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額を超える場合においては、法第17条又は第17条の2の規定の例によつてその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

- 4 第1項の規定によつて固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては当該納税者に係る都市計画税を併せて\_\_賦課し、及び徴収する。

（固定資産税の納期前の納付）

第70条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて\_\_納付することができる。

基づいて算定した当該年度分の固定資産税（以下本項\_\_において「本算定税額」という。）に既に賦課した固定資産税が満たない場合においては、当該通知が行われた日以後の納期において不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額をこえる場合においては、\_\_第17条又は第17条の2の規定の例によつてその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

- 4 第1項の規定によつて固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては当該納税者に係る都市計画税をあわせて賦課し、及び徴収する。

（固定資産税の納期前の納付）

第70条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

2 略

3 市長は、前2項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せて その旨を記載した証明書を交付するものとする。

4～6 略

7 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又は磨滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納めなければならない。

8 略

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

2 略

3 市長は、第2項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて その旨を記載した証明書を交付するものとする。

4～6 略

7 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納めなければならない。

8 略

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第99条 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に市長に提出すべき前条第1項又は第2項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に係る課税標準数量に対するたばこ税額（第96条第1項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。）から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額（当該たばこ税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

2 略

（鉦産税の納税管理人）

第99条 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に市長に提出すべき前条第1項又は第2項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に係る課税標準数量に対するたばこ税額（第96条第1項の規定により免除を受ける場合には、前項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。）から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額（当該たばこ税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

2 略

（鉦産税の納税管理人）

第106条 鉦産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

第106条 鉦産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 略

(鉱産税の不足税額等の納付手続)

第108条 鉱産税の納税者は、法第533条第4項、第536条第4項又は第537条第4項の規定による通知書を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者（以下この節において「土地の所有者等」という。）に課する。

2～4 略

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含

2 略

(鉱産税の不足税額等の納付手続)

第108条 鉱産税の納税者は、法第534条第4項、第536条第4項又は第537条第4項の規定による通知書を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者（以下本節において「土地の所有者等」という。）に課する。

2～4 略

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含

む。)の規定によつて管理する土地  
(以下この項において「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の3に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

む。)の規定によつて管理する土地  
(以下この項において「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の4に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

6 略

(特別土地保有税の納税管理人)

第132条 特別土地保有税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合において

6 略

(特別土地保有税の納税管理人)

第132条 特別土地保有税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合において

も、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

## 2 略

(特別土地保有税の免税点)

第136条 同一の者について、法第599条第1項第1号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日に所有する土地（法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。）の合計面積が、法第599条第1項第2号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日前1年以内に取得した土地（当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下この条において同じ。）の合計面積が、法第599条第1項第3号の特別土地保有税にあつてはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ5,000平方メートルに満たな

も、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

## 2 略

(特別土地保有税の免税点)

第136条 同一の者について、法第599条第1項第1号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日に所有する土地（法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。）の合計面積が、法第599条第1項第2号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日前1年以内に取得した土地（当該土地の取得について\_\_第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条\_\_において同じ。）の合計面積が、法第599条第1項第3号の特別土地保有税にあつてはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ5,000平方メートルに満たな

い場合には、特別土地保有税を課さない。

(特別土地保有税に係る不足税額等の納付手続)

#### 第140条 略

2 前項の場合には、その不足税額に法第599条第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限（法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。））、第603条第3項又は\_\_第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下この項において同じ。）までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

い場合には、特別土地保有税を課さない。

(特別土地保有税に係る不足税額等の納付手続)

#### 第140条 略

2 前項の場合には、その不足税額に法第599条第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限（法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。））、第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下本項において同じ。）までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条の4 平成30年度から令和9年

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族\_\_\_\_\_の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条の4 平成30年度から令和4年

度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（免税点の適用に関する特例）

第12条 附則第10条、第11条又は前条\_\_\_\_\_の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第10条又は第11条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、前条\_\_\_\_\_の規定の適用

度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（免税点の適用に関する特例）

第12条 附則第10条、第11条又は第11条の2の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第10条又は第11条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第11条の2の規定の適用

を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

### 第13条の2の2 略

#### 2 略

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認

を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

### 第13条の2の2 略

#### 2 略

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手

定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

#### 4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

#### 第15条 略

#### 2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項の規

定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

#### 4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

#### 第15条 略

#### 2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 「第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項の規

定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 略

定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 略

(5) 附則第4条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第4条の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の6第1項第1号の改正規定及び附則第5条の4の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第24条第2項の改正規定、第36条の3の3第1項の改正規定及び附則第5条の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

### (市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の矢板市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の6第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した改正前の矢板市市税条例第34条の6第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 4 号

矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正について

矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を、別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 4 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
矢板市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す  
ように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則（第50条・<u>第51条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>次条第1項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則（第50条_____）</p> <p>附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>第7条第1項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同</p>

じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等

じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等

に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。) を提供すること。

- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役

に代わって提供する保育をいう。\_\_\_\_\_ ) を提供すること。

- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号\_\_\_\_\_において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘

案して小規模保育事業A型事業者等  
と同等の能力を有すると市が認める  
者

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるような必要な措置を講じているとき

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定す

る施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（食事の提供の特例）

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

（食事の提供の特例）

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) 略

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が第1号及び前号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第

(1)・(2) 略

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(職員)

第23条 略

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 略

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」

(職員)

第23条 略

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 略

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」

という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
略		
4階以上	常用	略
	避難	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第

という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
略		
4階以上	常用	略
	避難	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第

<p>の 階</p>	<p>用</p> <p>3項各号に規定する構造の 屋内階段（ただし、同条第 1項の場合においては、当 該階段の構造は、建築物の 1階から保育室等が設けら れている階までの部分に限 り、屋内と階段室とは、バ ルコニー又は付室（階段室 が同条第3項第2号に規定 する構造を有する場合を除 き、同号に規定する構造を 有するものに限る。）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を通じて連絡するこ ととし、かつ、<u>同条第3項 第3号、第4号及び第10 号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2・3 略</p>	<p>の 階</p>	<p>用</p> <p>3項各号に規定する構造の 屋内階段（ただし、同条第 1項の場合においては、当 該階段の構造は、建築物の 1階から保育室等が設けら れている階までの部分に限 り、屋内と階段室とは、バ ルコニー又は外気に向かっ て開くことの出来る窓若し くは排煙設備（同条第3項 第1号に規定する国土交通 大臣が定めた構造方法を用 いるものその他有効に排煙 することができる認めら れるものに限る。）を有す る付室を通じて連絡するこ ととし、かつ、<u>同条第3項 第2号、第3号及び第9号</u> _____を満たすものとする。）</p> <p>2・3 略</p>
<p>ウ～ク 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p>	<p>ウ～ク 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p>		

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1) 略

(2) 子ども・子育て支援法\_\_\_\_\_第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3) 略

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) 略

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1) 略

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3) 略

(4) 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法\_\_\_\_\_（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合\_\_\_\_\_への対応等、

保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) 略

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区 分	施設又は設備
---	--------	--------

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区 分	施設又は設備
---	--------	--------

略		
4	常	略
階	用	
以	避	1 建築基準法施行令第12
上	難	3条第1項各号又は同条第
の	用	3項各号に規定する構造の
階		屋内階段（ただし、同条第
		1項の場合においては、当
		該階段の構造は、建築物の
		1階から保育室等が設けら
		れている階までの部分に限
		り、屋内と階段室とは、バ
		ルコニー又は付室（階段室
		が同条第3項第2号に規定
		する構造を有する場合を除
		き、同号に規定する構造を
		有するものに限る。）
		_____
		_____
		_____
		_____
		_____を通じて連絡するこ
		ととし、かつ、同条第3項
		第3号、第4号及び第10

略		
4	常	略
階	用	
以	避	1 建築基準法施行令第12
上	難	3条第1項各号又は同条第
の	用	3項各号に規定する構造の
階		屋内階段（ただし、同条第
		1項の場合においては、当
		該階段の構造は、建築物の
		1階から保育室等が設けら
		れている階までの部分に限
		り、屋内と階段室とは、バ
		ルコニー又は外気に向かっ
		て開くことのできる窓若し
		くは排煙設備（同条第3項
		第1号に規定する国土交通
		大臣が定めた構造方法を用
		いるものその他有効に排煙
		することができるものと認めら
		れるものに限る。）を有す
		る付室を通じて連絡するこ
		ととし、かつ、同条第3項
		第2号、第3号及び第9号

<p style="text-align: center;">号を満たすものとする。)</p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p>	<p style="text-align: center;">__を満たすものとする。)</p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p>
<p style="text-align: center;">ウ～ク 略</p> <p style="text-align: center;">(連携施設に関する特例)</p> <p>第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、<u>第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、<u>連携施設の確保をしないことができる。</u></u></p> <p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所</p>	<p style="text-align: center;">ウ～ク 略</p> <p style="text-align: center;">(連携施設に関する特例)</p> <p>第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、<u>第6条第1号</u>及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所</p>

内保育事業」という。)を行う事業所  
(以下この条及び次条において「小規模  
模型事業所内保育事業所」という。)  
には、保育士その他保育に従事する職  
員として市長が行う研修(市長が指定  
する県知事その他の機関が行う研修を  
含む。)を修了した者(以下この条に  
おいて「保育従事者」という。)、嘱  
託医及び調理員を置かなければなら  
ない。ただし、調理業務の全部を委託す  
る小規模模型事業所内保育事業所又は第  
16条第1項の規定により搬入施設か  
ら食事を搬入する小規模模型事業所内保  
育事業所にあつては、調理員を置かな  
いことができる。

2・3 略

## 第6章 略

### (電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその  
職員は、記録、作成その他これらに類  
するもののうち、この条例の規定にお  
いて書面(書面、書類、文書、謄本、

内保育事業」という。)を行う事業所  
(以下\_\_\_\_\_「小規  
模型事業所内保育事業所」という。)  
には、保育士その他保育に従事する職  
員として市長が行う研修(市長が指定  
する県知事その他の機関が行う研修を  
含む。)を修了した者(以下この条に  
おいて「保育従事者」という。)、嘱  
託医及び調理員を置かなければなら  
ない。ただし、調理業務の全部を委託す  
る小規模模型事業所内保育事業所又は第  
16条第1項の規定により搬入施設か  
ら食事を搬入する小規模模型事業所内保  
育事業所にあつては、調理員を置かな  
いことができる。

2・3 略

## 第6章 略

抄本、正本、副本、複本その他文字、  
図形等人の知覚によって認識すること  
ができる情報が記載された紙その他の  
有体物をいう。以下この条において同  
じ。)で行うことが規定され、又は想  
定されているものについては、書面に  
代えて、当該書面に係る電磁的記録  
(電子的方式、磁氣的方式その他の  
知覚によっては認識することができな  
い方式で作られる記録であって、電子  
計算機による情報処理の用に供される  
ものをいう。)により行うことができ  
る。

#### 第51条 略

##### 附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施  
行日」という。)の前日において現に  
存する法第39条第1項に規定する業  
務を目的とする施設若しくは事業を行  
う者(次項において「施設等」とい  
う。)が、施行日後に家庭的保育事業

#### 第50条 略

##### 附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日\_\_\_\_\_の  
前日において現に  
存する法第39条第1項に規定する業  
務を目的とする施設若しくは事業を行  
う者\_\_\_\_\_が、施行日後に家庭的保育事業

等の認可を得た場合においては、施行日 \_\_\_\_\_ から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）

（第32条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第49条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用し

等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）

（第32条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第49条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用し

ないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者は除く。）

は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59

ないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等\_\_\_\_\_

は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59

条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日 \_\_\_\_\_ から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第4条 第31条及び第48条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日 \_\_\_\_\_ から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあっては、第35条の規定にかかわらず、施行日 \_\_\_\_\_ から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を

条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第4条 第31条及び第48条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあっては、第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を

6人以上15人以下とすることができる。

6人以上15人以下とすることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。